

資 料 編



人権問題に関する市民意識調査

平成 27 年 12 月

大 阪 市

調査について

1. この調査は、大阪市が今後の人権教育・啓発施策を推進するうえでの基礎資料として活用するため、市民のみなさまに、人権問題についてのお考えをお聞きするものです。
2. この調査は、満 18 歳以上の市民のみなさまの中から、無作為に 2,000 名の方を選び、調査票をお送りしています。
3. 無記名でお答えいただき、回答結果は統計的に処理しますので、個人の回答内容が外部にもれたり、あなたご自身にご迷惑をかけることはありません。
4. この調査は、上記目的以外に使用することはありません。また、個人情報保護など、情報管理には十分留意いたします。

記入上の注意

1. あて名のご本人が、お答えになってください。
あて名のご本人が、何らかのご事情でご協力いただけない場合は、次のいずれかに をつけていただき、無記入のままご返信いただければ幸いです。

(一時不在 ・ 転居 ・ 病気 ・ 死去 ・ その他)
2. お答えは、ボールペンや鉛筆などで、あてはまるものの番号に、ハッキリと 印をつけてください。
(質問によっては、具体的に文章をご記入いただくところがあります。)

《 問 い 合 わ せ 先 》

この調査に関するご質問などは、下記までお願いします。

大阪市 市民局 ダイバーシティ推進室

所在地 〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

電 話 (06)6208-7611

F A X (06)6202-7073

最初に、いろいろな人権問題に関する考え方についてお聞きします。

問1 あなたは「人権」について関心がありますか。(は1つ)

1 関心がある	3 あまり関心がない
2 少し関心がある	4 関心がない

問2 あなたは、次の(1)～(19)の人権について関心がありますか。すべての項目についてお答えください。(それぞれ1つに)

	1 関心がある	2 少し関心がある	3 あまり関心がない	4 関心がない	5 わからない
(1) 女性の人権(セクシャル・ハラスメント、家庭や職場における男女差別、配偶者・パートナーからの暴力など)	1	2	3	4	5
(2) こどもの人権(いじめや体罰、児童虐待、児童買春、貧困問題など)	1	2	3	4	5
(3) 高齢者の人権(就職差別、介護の際の身体的・心理的虐待など)	1	2	3	4	5
(4) 障がいのある人の人権(職場における差別待遇、店舗でのサービスの拒否など)	1	2	3	4	5
(5) 同和問題 ¹ に関する人権(結婚や就職などにおける差別、差別発言や落書きなど)	1	2	3	4	5
(6) アイヌの人々の人権(結婚や就職などにおける差別など)	1	2	3	4	5
(7) 外国籍住民 ² の人権(就職差別、住宅入居拒否など)	1	2	3	4	5
(8) ヘイトスピーチ(特定の人種や民族の人々を排斥する差別的な言動など)	1	2	3	4	5
(9) HIV感染者 ³ やハンセン病回復者など ⁴ の人権(日常生活や職場などさまざまな場面での差別やプライバシー侵害など)	1	2	3	4	5

(10)	刑を終えて出所した人の人権（就職差別、住居入居拒否など）	1	2	3	4	5
(11)	犯罪被害者とその家族の人権（興味本位のうわさや心ない中傷、私生活の平穏が害されるなど）	1	2	3	4	5
(12)	インターネットによる人権侵害（他人の誹謗中傷、差別を助長する情報の掲出など）	1	2	3	4	5
(13)	北朝鮮当局による拉致問題	1	2	3	4	5
(14)	ホームレスの人権	1	2	3	4	5
(15)	性的指向が少数派の人々（同性愛、両性愛など）の人権	1	2	3	4	5
(16)	性同一性障がい（身体の性と心の性が一致しない状態）の人々の人権	1	2	3	4	5
(17)	性的搾取、強制労働など人身取引の問題	1	2	3	4	5
(18)	東日本大震災に起因する人権問題（避難生活上のトラブル、放射線被ばくについての風評差別など）	1	2	3	4	5
(19)	個人情報の流出や漏えいの問題	1	2	3	4	5

1 同和問題

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、深刻で重大な社会問題です。

同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であることから、昭和 44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、以後、大阪市においても、法に基づく同和対策事業を実施し、その結果、地区の生活環境は大きく改善されるとともに、差別意識の解消に向けた教育・啓発も推進され、市民の人権意識も高まるなど、同和問題は解決に向けて大きく進んだところ です。

法に基づく特別措置としての同和対策事業は、平成 14（2002）年 3 月末の「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「地対財特法」といいます。）の失効により終了しており、以後は、啓発に取り組むとともに、教育、就労などの残された課題の解決に向けて、一般施策によって取組みを進めています。

2 外国籍住民

大阪市においては、施策や事業などの対象者として考える場合に、大阪市内に居住されている住民であることを念頭に、「外国人」ではなく「外国籍住民」と呼称しており、現在の国籍が外国籍である人々だけでなく、外国にルーツを持つ人々を総称して使用しています。

3 HIV 感染者

エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因ウイルスである HIV = human immunodeficiency virus（ヒト免疫不全ウイルス）に感染した人のこと。エイズは HIV 感染による免疫力の低下によって発症するさまざまな病気の総称（症候群）であり、HIV は性的接触などから感染することが多い。感染を防ぐための正しい知識を得たうえで、日常生活を送る限り感染を恐れる必要はなく、近年では、医療の進歩によって、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

4 ハンセン病回復者など

ハンセン病を発症し、回復した人のこと。ハンセン病はらい菌の感染によって起こる慢性の感染症で皮膚・末梢神経などに病変があらわれ、感染力はきわめて弱い病気です。かつては不治の病とされましたが、現在は治療法が確立しています。隔離する必要は全くないにもかかわらず、患者の外見上の特徴などから特殊な病気として扱われ、古くから隔離政策がとられていました。

昭和 30 年代に至り、これまでの認識の誤りが明白となった後も、隔離政策は依然として改められず、ようやく平成 8（1996）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されて隔離政策は終結し、平成 21（2009）年にハンセン病回復者の福祉の増進、名誉の回復などを目的とする「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されたが、これらの人々は、長期間に及ぶ隔離などにより、病気が完治した後も、社会復帰が困難な状況にあります。



大阪市人権啓発
マスコットキャラクター
にっこりな

次に、いろいろな人権についての意識をお聞きします。

問3 一般的に「差別」というものについて、あなたはどのようなお考えをお持ちですか。
次の(1)～(11)のすべての項目についてお答えください。(それぞれ1つに)

	1 そう思う	2 どちらかといえば そう思う	3 どちらかといえば そう思わない	4 そう思わない	5 わからない
(1) 差別意識をもつこと、差別行為を行うことは、許されないものである	1	2	3	4	5
(2) 差別をなくすために、行政が努力する必要がある	1	2	3	4	5
(3) 差別されている人は、まず、自分たちが差別されないよう努力する必要がある	1	2	3	4	5
(4) 差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要である	1	2	3	4	5
(5) 差別されている人々が、差別の現実や不当性を強く社会に訴える必要がある	1	2	3	4	5
(6) 差別は法律で禁止する必要がある	1	2	3	4	5
(7) 差別の原因には、差別されている人の側にも問題があることも多い	1	2	3	4	5
(8) 差別意識をなくし人権意識を高めるための啓発や教育を行う必要がある	1	2	3	4	5
(9) 差別問題についてきちんと理解するためには、差別されている人々との交流を深める必要がある	1	2	3	4	5
(10) 差別されている人の話をきちんと聴く必要がある	1	2	3	4	5
(11) 差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい	1	2	3	4	5

問4 結婚相手を考える際に、気になること(なったこと)はどんなことですか。あなたご自身の結婚の場合と、お子さんの結婚の場合とに分け、気になる項目を選んでください。お子さんがいらっしゃらない方も、いると想定してお答えください。(はいいくつでも)

あなたご自身の場合

1	仕事に対する相手の理解と協力
2	家事や育児の能力や姿勢
3	経済力
4	学歴
5	職業
6	家柄
7	離婚歴
8	国籍や民族
9	相手やその家族に障がいのある人がいるかどうか
10	相手やその家族の宗教
11	ひとり親家庭かどうか
12	同和地区 ⁵ 出身者かどうか
13	その他 (具体的に)
14	とくに気になる(気になった)ことはない

あなたのお子さんの場合

1	仕事に対する相手の理解と協力
2	家事や育児の能力や姿勢
3	経済力
4	学歴
5	職業
6	家柄
7	離婚歴
8	国籍や民族
9	相手やその家族に障がいのある人がいるかどうか
10	相手やその家族の宗教
11	ひとり親家庭かどうか
12	同和地区出身者かどうか
13	その他 (具体的に)
14	とくに気になる(気になった)ことはない

5 同和地区

我が国では同和問題の解決に向け、平成14(2002)年3月に地対財特法が失効するまでの間、同和地区の環境改善や地区住民の生活向上などに向けた取組みが積極的に進められてきました。この調査における「同和地区」とは、地対財特法において取組みを進める対象地域として指定されていた地域をいいます。

問5 あなたは、住宅を購入したりマンションを借りるなど、住宅を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望にあっても、次の(1)～(5)のような条件の物件の場合、避けることがあると思いますか。すべての項目についてお答えください。(それぞれ1つに)

	1 避けると思う	2 どちらかといえば避けると思う	3 どちらかといえば避けないと思う	4 避けないと思う	5 わからない
(1) 同和地区の地域内である	1	2	3	4	5
(2) 小学校区が同和地区と同じ区域になる	1	2	3	4	5
(3) 近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる	1	2	3	4	5
(4) 近隣に外国籍住民が多く住んでいる	1	2	3	4	5
(5) 近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある	1	2	3	4	5

上記の回答で、「1.避けると思う」または「2.どちらかといえば避けると思う」が、ひとつもない方は、問6へお進みください。

問5 - 1 【問5の(1)～(5)のいずれかの項目で「1.避けると思う」または「2.どちらかといえば避けると思う」と回答された方のみ】

住宅の購入や入居を避けるのはなぜですか。(はいくつでも)

1	次の転居の際、転売が難しかったり、安く処分せざるを得なかったりすると思うから
2	生活環境や文化の違い、言葉の問題などでトラブルが多いと思うから
3	治安の問題などで不安があるから
4	学力の問題などで、こどもの教育上、問題があると思うから
5	自分もその地域の住人と同じだと思われるのを嫌だから
6	とくに理由はないが、なんとなく
7	その他(具体的に_____)

問6 【すべての方にお聞きします】 一般的に、不動産取引の際に次のような理由（問5 - 1の回答）で避けることについてどう思いますか。（ は1つ）

- ・ 次の転居の際、転売が難しかったり、安く処分せざるを得なかったりと思うから
- ・ 生活環境や文化の違い、言葉の問題などでトラブルが多いと思うから
- ・ 治安の問題などで不安があるから
- ・ 学力の問題などで、こどもの教育上、問題があると思うから
- ・ 自分もその地域の住人と同じだと思われると嫌だから
- ・ とくに理由はないが、なんとなく

1 差別につながると思う

3 どちらともいえない

2 差別とは無関係だと思う

4 わからない

問7 あなたが、同和問題について、はじめて知ったのはどういうことがきっかけでしたか。（ は1つ）

1 親や周囲の人の話で知った

2 学校の授業で知った

3 講演会、研修会で知った

4 市をはじめとする行政の広報紙などで知った

5 テレビ、映画、新聞、雑誌、書籍などで知った

6 インターネット上の情報などで知った

7 自分の身近で同和問題に関する差別があった

8 覚えていない

9 その他（具体的に_____）

10 同和問題については、知らない

問11へお進みください

問8 あなたは、同和問題について、学習した（または啓発などを受けた）ことがありますか。それはどのような機会を通じてでしたか。また、それらの機会を通じて、同和問題についてどの程度、理解が深まりましたか。次の（1）～（12）の項目についてそれぞれお答えください。（それぞれ1つに ）

	学習したことがある			
	1 とても理解が深まった	2 理解が深まった	3 理解が深まらなかった	4 学習したことはない、おぼえていない
（1） 小学校での授業	1	2	3	4
（2） 中学校での授業	1	2	3	4
（3） 高等学校での授業	1	2	3	4
（4） 大学、大学院での授業、講義	1	2	3	4
（5） 市民対象の講座など	1	2	3	4
（6） 職場の研修	1	2	3	4
（7） PTA や民間団体主催の研修	1	2	3	4
（8） 書籍などを読んだ	1	2	3	4
（9） 行政が作成した資料、広報、ホームページなどを見た	1	2	3	4
（10） テレビ番組や映画などを観た	1	2	3	4
（11） 同和地区内の人との交流などを通じて、同和問題について学んだ	1	2	3	4
（12） その他（具体的に_____）	1	2	3	4

問9 あなたは、大阪市において、同和問題に関する差別意識や偏見が、現在も残っていると思いますか。(は1つ)

1	さらに強くなっている	}	問9 - 1をお答えください
2	現在も残っている		
3	薄まりつつある		問9 - 1、9 - 2のどちらもお答えください
4	もはや残っていない		問9 - 2をお答えください
5	わからない		問10へお進みください

問9 - 1 【問9で「1～3」のいずれかに回答された方のみ】同和問題に関する差別意識や偏見がなくなるのは、なぜだと思いますか。(はいくつでも)

1	結婚や住居の移転などに際して、同和地区出身者やその関係者とみなされることを避けたいと思うから
2	差別落書きやインターネット上での誹謗や中傷など、差別意識を助長する人がいるから
3	同和問題を解決するために行ってきたこれまでの同和対策の必要性が十分に理解されていないから
4	同和地区の人の生活実態が、現在でも困難な状況におかれたままだから
5	これまでの教育や啓発の手法では、差別意識をなくすことに限界があるから
6	昔からの偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから
7	いまでも同和地区の人が、行政から優遇されていると思うから
8	同和問題を口実に不当な利益などを要求する、いわゆる「えせ同和行為」などを見聞きすることがあるから
9	その他(具体的に_____)
10	わからない

問9 - 2 【問9で「3または4」のいずれかに回答された方のみ】 同和問題に関する差別意識や偏見が、薄まりつつある、もはや残っていない、と思われるのはなぜですか。
(はいくつでも)

- 1 自分の身近にいる人が話している内容などから
- 2 インターネット上の情報やメディアによる報道、書籍などで情報を得たから
- 3 学校での授業や、地域や職場での研修が行われているから
- 4 地方公共団体や民間啓発団体などの啓発が行われているから
- 5 同和地区の生活環境が大きく改善されたから
- 6 以前、同和地区あるいはその近くに住んでいて、その時の印象から
- 7 同和地区の友人や知人との交流を通じての印象から
- 8 とくにこれといった理由はない
- 9 その他(具体的に_____)

問10 現在、同和地区の人は、就職するときに不利になることがあると思いますか。また、結婚する際に相手の親族などに反対されることがあると思いますか。それは、近い将来、なくすことができると思いますか。(それぞれ1つに)

・就職について

1 しばしば不利になることがある 2 たまに不利になることがある	3 不利になることはない 4 わからない	「結婚について」へ、お進みください
-------------------------------------	-------------------------	-------------------

近い将来、なくすことができると思いますか。

1 完全になくせる	2 かなりなくすことができる	3 なくすのは難しい
-----------	----------------	------------

・結婚について

1 しばしば反対されることがある 2 たまに反対されることがある	3 反対されることはない 4 わからない	問11へ、お進みください
-------------------------------------	-------------------------	--------------

近い将来、なくすことができると思いますか。

1 完全になくせる	2 かなりなくすことができる	3 なくすのは難しい
-----------	----------------	------------

【ここからは、また、すべての方にお聞きします】

問 11 次の人権問題について学習した（または啓発などを受けた）中で、いちばん印象に残っているのはどの分野ですか。（ は1つ）

1	女性の人権問題	12	インターネットによる人権侵害に関する問題
2	こどもの人権問題	13	北朝鮮当局による拉致問題
3	高齢者の人権問題	14	ホームレスの人権問題
4	障がいのある人の人権問題	15	性的指向が少数派の人々の人権問題
5	同和問題	16	性同一性障がいの人々の人権問題
6	アイヌの人々の人権問題	17	性的搾取、強制労働など人身取引の問題
7	外国籍住民の人権問題	18	東日本大震災に起因する人権問題
8	ヘイトスピーチ	19	個人情報の流出や漏えいの問題
9	H I V感染者やハンセン病回復者などの人権問題	20	その他 （具体的に_____）
10	刑を終えて出所した人の人権問題	21	とくに印象に残っているものはない、 学習したことがない
11	犯罪被害者とその家族の人権問題		

問 12 あなたは、これまでの経験を通じて、人権問題についての理解を深めるために、どのような形式で、学習をしたいと思えますか。（ はいくつでも）

1	教師や学識者による授業、講義・講演
2	差別を受けている当事者との交流や支援団体などの職員による授業、講義・講演
3	DVD やビデオなど映像媒体を用いたもの
4	グループ討論や模擬体験などを通じた参加・体験型の学習
5	施設の見学
6	歴史をたどるフィールドワークなどの学習
7	書籍など
8	行政が作成した資料、広報、ホームページなど
9	テレビ番組や映画など
10	その他（具体的に_____）
11	とくに学習する必要はない

続いて、人権に関する大阪市の取組みについてお聞きします。

問 13 大阪市では、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」にもとづき、多様な取組みを進めています。あなたは、「今の大阪市は、市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思いますか。(は1つ)

1 そう思う	3 どちらかといえばそうは思わない
2 どちらかといえばそう思う	4 そうは思わない

問 14 あなたは、次の(1)～(14)のそれぞれの人権課題に関する項目について、大阪府は「人権が尊重されるまち」であると思いますか。すべての項目についてお答えください。(それぞれ1つに)

	1 そう 思う	2 そう 思う ど ち ら か と い え ば	3 ど ち ら か と い え ば そ う は 思 わ な い	4 そ う は 思 わ な い
(1) 男性と女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである	1	2	3	4
(2) 配偶者・パートナーなどからの暴力(DV)の相談が受けられ、安心して暮らせるまちである	1	2	3	4
(3) こどもが各々の個性を発揮し、夢や目標に向かって、いきいきと暮らせるまちである	1	2	3	4
(4) 子育て家庭が安心してこどもを産み育てられるまちである	1	2	3	4
(5) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちである	1	2	3	4
(6) 高齢者がさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ、生きがいを持って暮らせるまちである	1	2	3	4
(7) 障がいのある人が就労の機会に恵まれ、自立した生活を営めるまちである	1	2	3	4
(8) 障がいのある人がさまざまな生活相談ができ、安心して生活を営めるまちである	1	2	3	4

(9)	同和地区であることを理由に住居や学校を選択する際に避けたり、同和地区出身者が結婚や就職などの際に不利な扱いを受けることのないまちである	1	2	3	4
(10)	外国籍住民が地域社会の一員として、さまざまな相談や情報提供を受けることができるなど、充実した生活が営めるまちである	1	2	3	4
(11)	事業者の持つ市民の個人情報保護され、適切に取り扱われているまちである	1	2	3	4
(12)	犯罪被害者やその家族が再び平穏に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られるまちである	1	2	3	4
(13)	ホームレス状態にある人が自立して再び地域社会の中で生活を営めるまちである	1	2	3	4
(14)	LGBT ⁶ などの性的少数者の人が差別を受けることなく、自分らしく生きることができるまちである	1	2	3	4

6 LGBT

「L」はレズビアン（女性同性愛者）、「G」はゲイ（男性同性愛者）、「B」はバイセクシュアル（両性愛者）、「T」はトランスジェンダーの頭文字をとった略語。トランスジェンダーは、生まれたときに法律的、社会的に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人（性同一性障がいも含む）のことです。性のあり方が多数派とは異なる面がある人々のことを総称して性的少数者といいます。

問15 あなたは、次の(1)～(19)の項目に関する大阪市の取組みについて、どの程度必要であると思いますか。すべての項目についてお答えください。(それぞれ1つに)

	1 特に必要	2 必要	3 ない必要とは思わ
(1) 女性の人権に関する取組み	1	2	3
(2) こどもの人権に関する取組み	1	2	3
(3) 高齢者の人権に関する取組み	1	2	3
(4) 障がいのある人の人権に関する取組み	1	2	3

(5) 同和問題に関する人権の取組み	1	2	3
(6) アイヌの人々の人権に関する取組み	1	2	3
(7) 外国籍住民の人権に関する取組み	1	2	3
(8) ヘイトスピーチに関する取組み	1	2	3
(9) HIV感染者やハンセン病回復者などの人権に関する取組み	1	2	3
(10) 刑を終えて出所した人の人権に関する取組み	1	2	3
(11) 犯罪被害者とその家族の人権に関する取組み	1	2	3
(12) インターネットによる人権侵害に関する取組み	1	2	3
(13) 北朝鮮当局による拉致問題に関する取組み	1	2	3
(14) ホームレスの人権に関する取組み	1	2	3
(15) 性的指向が少数派の人々の人権に関する取組み	1	2	3
(16) 性同一性障がいの人々の人権に関する取組み	1	2	3
(17) 性的搾取、強制労働など人身取引の問題に関する取組み	1	2	3
(18) 東日本大震災に起因する人権問題に関する取組み	1	2	3
(19) 個人情報の流出や漏えいの問題に関する取組み ⁷	1	2	3

7 本人通知制度

大阪市では、不正な請求を抑止するとともに、個人の権利の侵害の防止を図ることを目的として、平成 27 年 2 月より、住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者に交付した場合に、希望する本人(事前に登録が必要)に交付したことをお知らせする本人通知制度を導入しております。

問 16 大阪市の多文化共生の取組みについてお聞きします。

日本社会全体において、また大阪市においても同様に外国籍住民が多くなっています。
あなたは、このことについてどう思いますか（はいくつでも）

- 1 外国籍住民と日本人との交流の機会が増える
- 2 外国の言語、文化、習慣を知る機会が増える
- 3 大阪の経済的な発展につながる
- 4 習慣や文化の違いから、外国籍住民と日本人のトラブルが起こるおそれがある
- 5 治安が悪化するおそれがある
- 6 とくに関心がない

問 17 あなたは、「日本人と外国籍住民がともに理解を深めながら、みんなで住みやすいまちをつくっていこう」という考え方について、どう思いますか。（は1つ）

- 1 よいと思う
- 2 どちらかといえばよいと思う
- 3 どちらかといえばよいとは思わない
- 4 よいとは思わない
- 5 わからない

問 18 大阪市では、各区役所で人権相談窓口を開設し、適切なアドバイスを行うほか、相談内容に応じた専門相談機関を紹介・取り次ぎなどの方法で相談者を支援しています。あなたは、各区役所における相談窓口をご存知ですか。（は1つ）

- | | |
|---------|--------|
| 1 知っている | 2 知らない |
|---------|--------|

問 19 大阪市人権啓発・相談センター（以下、「センター」といいます。）では、気軽に相談できる専門相談員による人権相談窓口を開設しています。あなたは、センターの相談窓口をご存知ですか。（は1つ）

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1 知っている（問 19-1 へ） | 2 知らない（問 20 へ） |
|-------------------|----------------|

問 19 - 1 【問 19 で「 1 」と回答された方のみ】 何によってセンターをお知りになりましたか。(はいくつでも)

- 1 センターの案内用ポスター・パンフレット
- 2 区の広報紙
- 3 市のホームページ
- 4 区のホームページ
- 5 市役所で紹介された
- 6 区役所で紹介された
- 7 知人や友人などから聞いた
- 8 その他(具体的に_____)

問 20 大阪市の人権相談の取組みについてお聞きします。

あなたは、人権侵害を受けた場合、または受けたと思った場合、家族・親せきや友人以外では、具体的にどちらへ相談しようと思われませんか。(はいくつでも)

- 1 学校や職場
- 2 地域の町会役員や民生委員・児童委員
- 3 区役所の人権相談窓口
- 4 大阪市人権啓発・相談センター
- 5 専門相談機関(クレオ大阪・児童相談所・地域包括支援センターなど)
- 6 法務局や人権擁護委員
- 7 弁護士
- 8 警察
- 9 民間団体(ボランティア団体・NPO法人など)
- 10 その他(具体的に_____)
- 11 相談しようとは思わない

最後に、あなたご自身のことについてお聞きします。これまでお聞きしたことを統計的に分析するためのものですので、ご協力をお願いします。

問 21 あなたの性別は。(は1つ)

- | | | |
|------|------|---------------|
| 1 男性 | 2 女性 | 3 その他、回答したくない |
|------|------|---------------|

問 22 あなたの年齢は。平成 27 年 12 月 1 日現在の満年齢でお答えください。(は1つ)

- | | | | |
|--------|--------|--------|---------|
| 1 10歳代 | 3 30歳代 | 5 50歳代 | 7 70歳以上 |
| 2 20歳代 | 4 40歳代 | 6 60歳代 | |

問 23 あなたが現在お住まいの区は。(は1つ)

- | | | | |
|-------|---------|---------|---------|
| 1 北区 | 7 港区 | 13 東淀川区 | 19 阿倍野区 |
| 2 都島区 | 8 大正区 | 14 東成区 | 20 住之江区 |
| 3 福島区 | 9 天王寺区 | 15 生野区 | 21 住吉区 |
| 4 此花区 | 10 浪速区 | 16 旭区 | 22 東住吉区 |
| 5 中央区 | 11 西淀川区 | 17 城東区 | 23 平野区 |
| 6 西区 | 12 淀川区 | 18 鶴見区 | 24 西成区 |

問 24 あなたは、大阪市内にどのくらいの期間お住まいですか。(は1つ)

- | | | |
|--------|--------------|---------|
| 1 5年未満 | 2 5年以上～10年未満 | 3 10年以上 |
|--------|--------------|---------|

問 25 あなたは配偶者(事実婚のパートナーを含む)がおられますか。(は1つ)

- | | | |
|------|-------|--------------|
| 1 いる | 2 いない | 3 いたが離別、死別した |
|------|-------|--------------|

問 26 あなたは、子どもがおられますか。(は1つ)

- | | | |
|----------|-------|------------------|
| 1 いる(人) | 2 いない | 3 その他(具体的に_____) |
|----------|-------|------------------|

問 27 あなたは、関心のある人権問題の解決に向けて、なにか具体的な活動をしてみたいと考えていますか。(は1つ)

- | | | | |
|---|--------------|---|---------------|
| 1 | すでに活動している | 4 | 人から誘われれば活動したい |
| 2 | 活動に向け準備をしている | 5 | 活動したいとは思わない |
| 3 | 機会があれば活動したい | | |

問 28 あなたは地域の行事やボランティア活動などに参加していますか。(は1つ)

- | | | | |
|---|------------|---|------------|
| 1 | 参加している | 3 | あまり参加していない |
| 2 | ときどき参加している | 4 | 参加していない |

問 29 日本人と外国籍住民のつきあいについてお答えください。

A 日本国籍の方にお聞きします。あなたは、となり近所や地域の外国籍住民とどのようなつきあいをされていますか。(はいくつでも)

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | 親しいつきあいのある外国籍住民がいる |
| 2 | 家の外で立ち話をする外国籍住民がいる |
| 3 | あいさつを交わす外国籍住民がいる |
| 4 | となり近所や地域に、つきあいのある外国籍住民はいない |
| 5 | となり近所や地域に、外国籍住民はいない |

B 外国籍住民の方にお聞きします。あなたは、となり近所や地域の日本人の住民とどのようなつきあいをされていますか。(はいくつでも)

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 | 親しいつきあいのある日本人の住民がいる |
| 2 | 家の外で立ち話をする日本人の住民がいる |
| 3 | あいさつを交わす日本人の住民がいる |
| 4 | となり近所や地域に、つきあいのある日本人の住民はいない |

問 30 あなたが最後に卒業された学校は、次の中のどれですか。(在学中の方は在学している学校をお答えください。)(は1つ)

- 1 中学校、旧制小学校、旧制高等小学校
- 2 高等学校、中学校卒業が入学資格の専修学校・各種学校、旧制中等学校
- 3 短期大学・高等専門学校、高等学校卒業が入学資格の専修学校・各種学校、旧制高等学校、専門学校
- 4 大学、大学院
- 5 その他
(具体的に_____) <例：高等学校中退>

問 31 あなたが現在している仕事は、次の中のどれですか。いちばん近いものをお答えください。(は1つ)

- 1 自営業、自由業(さまざまな専門技術職を含む)
- 2 自営業、自由業などの家族従事者
- 3 民間企業・団体の経営者、役員
- 4 従業員数 25 人未満の民間企業・団体の職員(正規雇用)
- 5 従業員数 25 人以上 300 人未満の民間企業・団体の従業員(正規雇用)
- 6 従業員数 300 人以上の民間企業・団体の従業員(正規雇用)
- 7 公務員(教員をのぞく)
- 8 教員
- 9 派遣社員、契約社員、非常勤職員、アルバイト、パート勤め
- 10 その他、有業者(具体的に_____)
- 11 家事専業
- 12 学生
- 13 無職

